

告

六月二十一日會社側が各自の給料を全員一般に發表せし件に就き  
各自の御意見を別様封入の投票紙に記入投票相成度し  
投票に關しての注意

1、各自の割當に對し冷靜に熟考の上不満承服かの何れかを記入  
のこと

2、投票に就ては各自みづから記入し之れを絶對他人と相談なさ  
ざるること

3、投票用紙記入の際は必ず氏名捺印は漏書せざる様並に不必要  
な事柄を記入するを要せず（以上の氏名捺印なき投票は承服  
とす但し無記名投票者は嚴重取調べるものとす）

以上投票紙と共に各自自筆を以て辭職届を書き何れをも嚴封の上  
左記所定の届先に来る六月二十三日正午迄に送付せらるべし

尙嚴封の各自よりの投票は吾等代筆表者四人に於て嚴正なる開封  
をなし結果は以後發表するものなり

右辭職届は不満者のみ提出相成る可し且つ又投票の結果不満者多  
敷なる場合は之れ絶對連帶責任にして団体行動なれば承服者も不滿  
者と同一様なる行動に出づる可きものなり

届先

各縣車掌各自は新志免牌に

保線區員は二丁場は上宇美驛長一丁場は上龜山驛長宛

機關庫は機關庫代表福住氏に提出のこと

六月二十二日

以上

右

中

島

福

住

阿

部

青

木